

# 芸西村地域防災計画

令和7年度改訂の概要

令和8年3月

芸西村防災会議

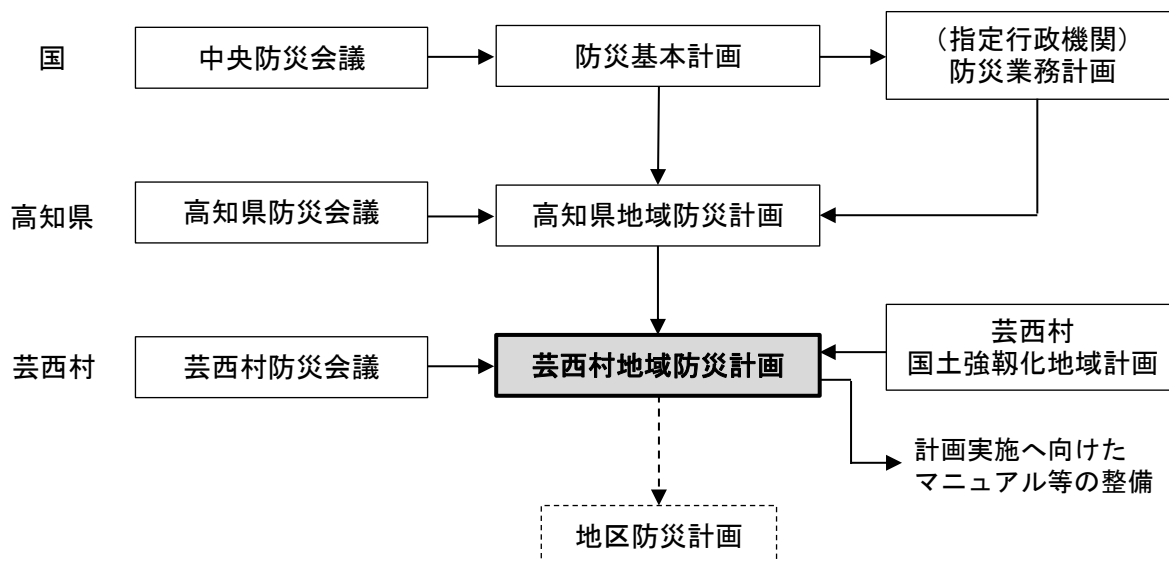
# 第1 芸西村地域防災計画の位置づけ

## 【地域防災計画について】

芸西村地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び芸西村防災会議条例の規定に基づき、本村の地域を所管する行政機関、公共機関、公的な団体等で構成する芸西村防災会議が策定する計画であり、防災対策を推進するための基本的事項を定め、本村における防災の万全を期することを目的としています。

本計画は、村が行うべき予防、応急、復旧復興等の災害対策を中心に、各防災関係機関等の責務を明らかにして、それぞれが協力して防災に当たるもので、国の防災基本計画や高知県地域防災計画との整合を図るとともに、国、県等の防災関係機関及び住民、事業者等と連携を図りながら、本村の災害特性にあわせた災害対策に関する総合的かつ基本的な方針を定めています。

## 【芸西村地域防災計画の位置づけ】



## 【災害対策基本法】

### 【参考：災害対策基本法より抜粋・一部編集】

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村では、当該市町村の市町村長)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第4項で「当該市町村等」)の処理すべき事務又は業務の大綱

(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(地区居住者等)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(地区防災計画)について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6、7 (略)

## 第2 令和7年度改訂にあたって

---

### (1) 基本的な方針

芸西村地域防災計画（以下「本計画」といいます。）は、災害対策基本法（以下「災対法」といいます。）第42条の規定に基づき、芸西村防災会議が策定する計画です。

本計画は、村が行うべき予防、応急、復旧復興等の災害対策を中心に、村、高知県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」といいます。）の各防災関係機関等の責務を明らかにして、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の災害対策をまとめた地域防災の基本となる計画です。

そして、関係団体それぞれが連携を図り、村の住民との積極的な協働により、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

また、本計画は、同じく災対法第42条の規定により、定期的に検討を行い、必要があると認められるときは速やかにこれを修正することになっています。

### (2) 改訂の背景

平成23年の東日本大震災以降も全国各地で震度5から6規模の地震は断続的に発生しており、平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、令和6年1月の能登地震では震度7を記録しています。特に、能登半島地震では、道路寸断による孤立集落の発生や、支援の長期化など、今後の防災対策を考える上で多くの課題が明らかになりました。

また、日向灘では、令和6年8月8日にマグニチュード7.1の地震が発生し、気象庁から初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。これにより、南海トラフ地震が、将来の想定ではなく、現実的に備えるべき災害として強く意識される状況となっています。令和7年9月26日、政府の地震調査委員会は、南海トラフの地震発生確率を見直し、これまでの「80%程度」から「60～90%程度以上」とする新たな評価を発表しました。この評価は、過去の地震データや隆起量に基づいており、地震の発生感覚や規模に関する新たな知見を反映しています。また、発生間隔のみを用いた計算方法からは「20～50%」という確率が算出されています。

さらに、風水害についても、気候変動の影響で線状降水帯や局地的豪雨など、これまで経験したことのない規模の災害が全国的に頻発しています。

国では、感染症対策や避難環境の向上を図った避難所の運営、インフラの強靱化、二次被害の回避、帰宅困難者対策など、災対法並びに各種法令の改正や防災基本計画の修正等を行い、災害時の教訓を活かした具体的な体制整備が進められています。

こうした状況を踏まえ、芸西村においても、実効性の高い防災体制を整備する必要があることが、今回の改訂の大きな背景となっています。

### (3) 国・高知県の動向

#### ① 国（中央防災会議等）における防災対策の見直し動向

国は、平成23年12月に東日本大震災を教訓とした防災対策の抜本的な見直しを行った以降も、専門調査会や検討会での報告を受けた修正等を経て、直近では、能登半島地震を踏まえた修正、新たな総合防災情報システムの運用開始や水害対策の強化、避難所以外での避難者への支援など最近の防災施策の進展等を踏まえた修正等（各編）を実施しました。また、災害対策基本法の改正、岩手県大船渡市林野火災等を踏まえた修正が行われています。

#### ② 高知県における防災対策の見直し動向

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）対応の教訓を踏まえて、県の地域防災計画に配備基準及び動員体制の見直し、自主避難者に対する避難所の開設、施設管理者等の関係機関への注意喚起について修正を加え、消防の広域化に伴う県独自の修正、ドローンの活用や市町村の災害ケースマネジメントに必要な支援、避難所における生活・衛生環境の改善、指定避難所以外への避難者の把握、災害対応における県・市町村の連携強化、デジタル等新技術の活用、複合災害への対応などを進めています。

### (4) 国・防災基本計画及び高知県地域防災計画への準拠

「防災基本計画」の改訂が概ね一年に一度行われ、国の方針を反映して県の地域防災計画が同年度内に改訂される流れになります。それを受けて村の地域防災計画の改訂時には、国の防災基本計画と県の地域防災計画の最新状況を反映する必要があります。

### (5) 見直しの方法

現行の芸西村地域防災計画は、令和2年10月に直近の改訂が行われてからすでに5年余が経過しています。

今回の改訂では、高知県地域防災計画（令和7年2月修正）の反映及び整合による見直しを行ったうえで、令和6年6月までの防災基本計画との整合による見直しを行いました（令和7年7月の修正については、県計画に反映後に修正することとしています）。

さらに、最新の内容として令和2年10月以降の国の通知等や、他都道府県の動向などを参考に、現行の村計画の要素と、本村独自の社会環境、自然条件、その他の要素を加えながら盛り込むとともに、各種情報の時点更新、用字用語等の表記の統一等を行いました。

### 第3 修正の概要

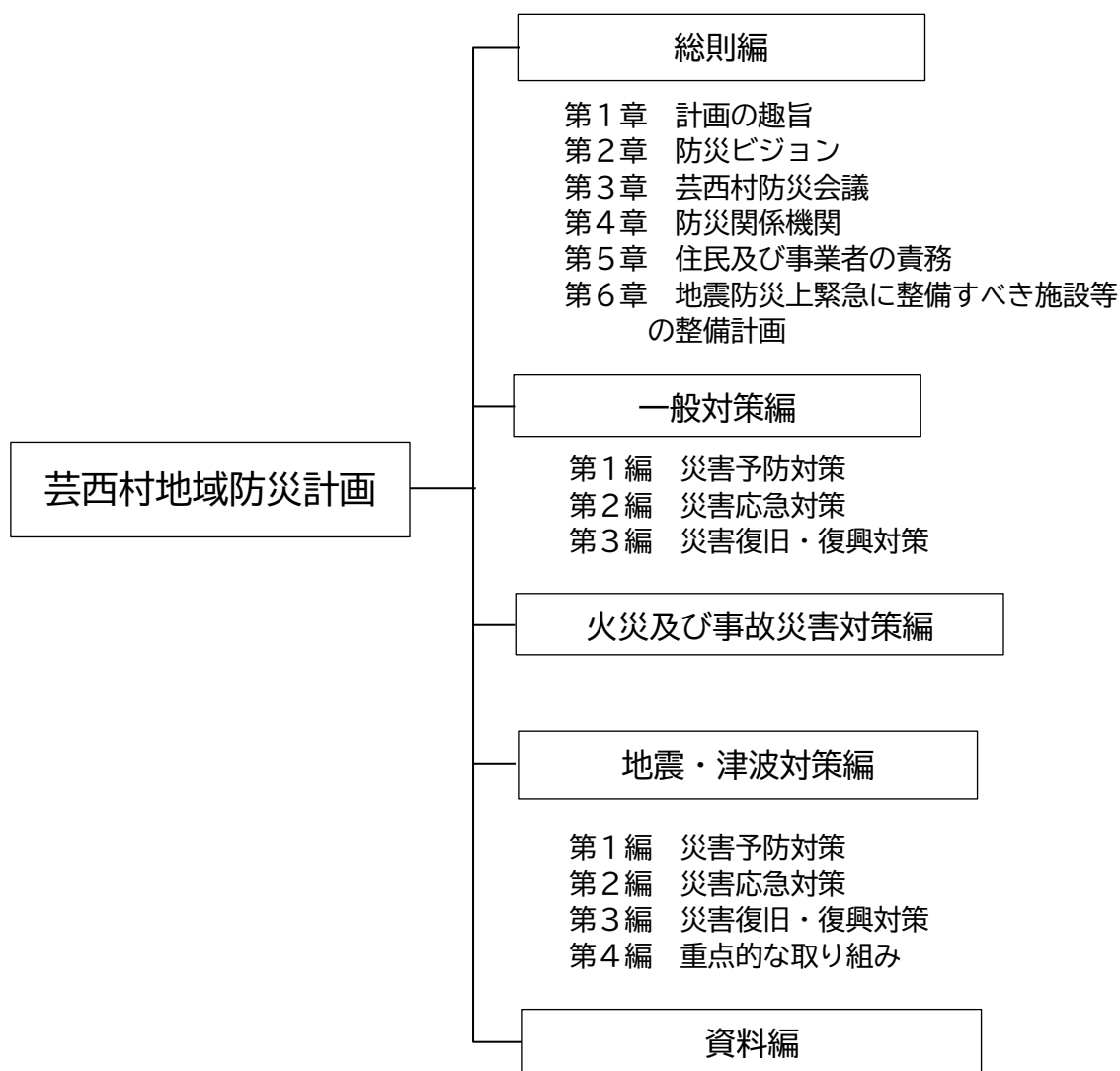
#### (1) 全体構成

全体構成については、現行計画の構成を踏まえて、「総則編」「一般対策編」「火災及び事故災害対策編」「地震・津波対策編」の大きく4つの編とし、各施策である節の構成については県計画との整合性を図ります。

内容については、「一般対策編」を基本として、「地震・津波対策編」で「一般対策編」と重複する内容については、「一般対策編」を準用する形式として記載を省略します。

「地震・津波対策編」第3編第3章に「南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」を掲載し、昨年と今年に実際に発表のあった「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合における災害応急対策にかかる措置について対応を明記します。

なお、本計画に関連する各種資料については、資料編として別途整理します。



## 【主な修正のポイント】

- ① 「防災基本計画改訂」の修正内容を反映  
令和6年6月までの毎年の「防災基本計画」の改訂内容との整合による修正等
- ② 災害対策基本法及び関係法令の改正等による修正  
関係法令の改正や国の通知等との整合による修正等
- ③ 応急・復旧活動体制の強化、最近の防災施策の反映等  
災害の発生に備えた応急・復旧活動体制の強化、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた感染症への対応
- ④ 近年発生した災害の課題・教訓を踏まえた対策の強化  
近年頻発している風水害及び大規模地震（東日本大震災、熊本地震、能登半島地震等）において顕在化した課題を踏まえた対策の強化
- ⑤ 「高知県地域防災計画」令和6年度修正の内容を反映  
県HPで公開している県計画との整合

## (2) 具体的な改訂の概要と掲載箇所（令和2年3月以降の修正概要）

### 1. 災害対策基本法及び関係法令の改正による修正等、最近の防災施策の反映等

- ① 個別避難計画の作成の努力義務化への対応等（令和3年5月防災基本計画修正）  
⇒一般対策編 第1編 第2章 第5節 第2 1「避難行動要支援者名簿の作成等」【P.35】
- ② 避難勧告と避難指示の避難指示への一本化等（令和3年5月防災基本計画修正）  
⇒一般対策編 第2編 第1章 第8節 第4「避難指示等（「高齢者等避難」、「避難指示」又は「緊急安全確保）」【P.113】
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた対応（令和3年5月防災基本計画修正）  
⇒一般対策編 第1編 第3章 第6節 第2 5「感染症対策」【P.54】
- ④ 広域避難及び広域一時滞在に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等（令和3年5月防災基本計画修正）  
⇒一般対策編 第1編 第3章 第6節 第1「一時的な避難」【P.52】  
⇒一般対策編 第2編 第1章 第8節 第8「広域避難」【P.120】
- ⑤ 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化（令和4年6月防災基本計画修正）  
⇒一般対策編 第2編 第1章 第9節 第4「人命救助活動」【P.123】
- ⑥ 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令（令和4年6月防災基本計画修正）  
⇒一般対策編 第2編 第1章 第8節 第4 2「避難開始の基準の設定」【P.114】
- ⑦ 多様な主体と連携した被災者支援（令和5年5月防災基本計画修正）  
⇒一般対策編 第1編 第4章 第4節 第2「訓練の種類」ほか【P.63】

- ⑧ 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用（令和5年5月防災基本計画修正）
  - ⇒一般対策編 第1編 第2章 第5節 第2 1「避難行動要支援者名簿の作成等」【P.35】
  - ⇒一般対策編 第3編 第2章 第5節 第2 16「広報連絡体制の構築」【P.197】
- ⑨ 水害対策の強化（道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策強化）（令和6年6月防災基本計画修正）
  - ⇒一般対策編 第1編 第2章 第5節 第2 1「避難場所までの避難路の整備」【P.38】
- ⑩ 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援（在宅避難者、車中泊避難者）（令和6年6月防災基本計画修正）
  - ⇒一般対策編 第2編 第1章 第8節 第7「避難所の運営」【P.118～119】
- ⑪ 緊急通行車両確認標章等の事前交付（令和6年6月防災基本計画修正）
  - ⇒一般対策編 第2編 第1章 第12節 第1 1「緊急通行車両の確認手続」【P.131】

## 2. 防災体制の整備、感染症対策を含めた避難所運営体制の整備

- ① 受援体制の整備
  - ⇒一般対策編 第2編 第1章 第1節 第6 2「受援体制の整備」【P.84】
- ② 避難所における食物アレルギーへの配慮
  - ⇒一般対策編 第2編 第1章 第15節 第3 2「食料供給」【P.142】
- ③ 災害中間支援組織の育成・強化
  - ⇒一般対策編 第1編 第2章 第7節「自発的な支援を受け入れるための環境整備」【P.41】
  - ⇒一般対策編 第2編 第1章 第25節 第1「ボランティア受入れ」【P.175】
- ④ 災害ケースマネジメント等の被災者支援の仕組みの整備（令和5年5月）
  - ⇒一般対策編 第3編 第2章 第2節 第1「災害ケースマネジメントの実施」【P.195】
- ⑤ 感染症対策の推進
  - ⇒一般対策編 第1編 第3章 第6節 第2 5「感染症対策」ほか多数【P.54】
- ⑥ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点等への配慮
  - ⇒一般対策編 第1編 第2章 第1節「防災知識の日常化」【P.25】
  - ⇒一般対策編 第1編 第2章 第2節 第2「現地訓練の実施」【P.28】
  - ⇒一般対策編 第1編 第2章 第5節 第1「要配慮者への対策」【P.34】
  - ⇒一般対策編 第2編 第1章 第8節 第7「避難所の運営」【P.118】
- ⑦ 家庭動物の避難スペース等の配慮
  - ⇒一般対策編 第2編 第1章 第8節 第7「避難所の運営」【P.118】

### 3. 近年の災害を踏まえた防災対策の強化

- ① 防災知識の普及・啓発、防災教育の充実等  
⇒一般対策編 第1編 第2章 第1節「防災知識の日常化」【P.25】
- ② 警戒レベルととるべき行動の更なる理解促進（令和2年12月）（令和元年東日本台風）  
⇒一般対策編 第2編 第1章 第8節 第4 2 「警戒レベルの一覧表」【P.114】
- ③ 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保（令和3年5月）  
⇒一般対策編 第2編 第1章 第21節 第2「福祉避難所の開設」ほか【P.171】
- ④ 土砂災害危険箇所に関する取扱い（国土交通省通知「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」を反映）（令和5年11月10日）  
⇒資料編 3-6 土砂災害(特別)警戒区域【P.26】
- ⑤ 外国人への情報提供（内閣府通知「災害関連情報の外国人への提供について」を反映）（令和5年11月29日）  
⇒一般対策編 第1編 第2章 第5節 第3「訪日外国人旅行者等の安全確保」【P.39】
- ⑥ 応援職員の宿泊場所等への対応（令和6年能登半島地震）  
⇒一般対策編 第1編 第4章 第1節 第4「業務継続性の確保」【P.57】
- ⑦ 避難所運営（令和6年能登半島地震）  
⇒一般対策編 第2編 第1章 第8節 第7「避難所の運営」【P.118~119】
- ⑧ 運送事業者との連携による物資調達・輸送の効率化（令和6年能登半島地震）  
⇒一般対策編 第1編 第5章 第3節 第3「輸送手段の確保」【P.74】
- ⑨ 緊急輸送時の航空機等の要請（総務省消防庁通知「地域防災計画における航空機等の輸送に係る記載の見直しについて」を反映）（令和6年1月30日）  
⇒一般対策編 第2編 第1章 第11節 第6 1「緊急を要する輸送」【P.126】
- ⑩ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）対応の教訓を踏まえた修正  
⇒地震・津波対策編 第3編「南海トラフ地震防災対策推進計画」【P.45】

### 4. その他、高知県地域防災計画等との整合に伴う修正、時点修正等